2022

3

# 町からのお知らせ

〈野木町役場〉0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉https://www.town.nogi.lg.jp/

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分~17時15分 (「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「野木エニスホール」を除く)

## 令和3年度子育て世帯等 臨時特別給付金(所得制限撤廃分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、すべての子どもたちに対して公平な給付を行うため、対象外となっていた、以下の子育て世帯にも給付金を支給します。

- 対平成15年4月2日~令和4年4月1日生まれの 児童の養育者(※)で、次のいずれかに該当する方 ※夫婦など養育者が複数人いる場合は、所得の高 い方が対象になります。
- ①養育者の所得が児童手当の制限限度額以上(特例給付相当)である方 (0歳~18歳の児童分)
- ②令和4年4月1日に生まれた新生児の養育者 (同学年の新生児に対する公平性の観点から、 野木町に最初の住民登録をした新生児を対象 とします。)
- ③基準日の翌日以降から令和4年2月28日まで に別居かつ離婚(又は離婚調停を開始)し、18 歳以下の児童と同居しているにも関わらず前配 偶者から給付金を受け取れていないひとり親世帯

【支給額】児童ひとり当たり10万円

#### 【給付スケジュール】

公務員以外の児童手当特例給付の受給者(<u>0歳</u>から中学生の方とその兄弟に当たる高校生)に対しては、2月末までに案内の通知を送付し、その後3月に登録口座へ振り込みを予定しています。それ以外の方については、申請受付後、順次速やかに給付金を支給します。

※詳細については、町ホームページ等でご案内します。



問住民課 Ⅲ(57)4141

## 住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金(10万円)のご案内

③①令和3年12月10日(基準日)時点で野木町に 住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度 住民税均等割が非課税である世帯

(生活保護世帯を含みます)

②住民税非課税世帯以外の世帯であって、新型 コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3 年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税 非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)

【支給額】1 世帯あたり10万円 ※原則、世帯主の口座に振り込みます

### 【手続きの流れ】

〈(ア)①の世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から野木町にお住まいの場合〉

支給対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。確認書の記載内容(世帯主の氏名・銀行口座など)をご確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

## 〈(イ)令和3年1月2日以降の転入者を含む世帯〉 または〈(ウ)②の世帯の方〉

給付金を受け取るには申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町に提出してください。(郵送可)

#### 【支給日】

町が確認書(または申請書)を受理した日から2 週間程度後に口座振込みします。

- **申**令和4年9月30日(金)まで
- ※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は、支給の対象外となります。
- ※イ・ウの方の添付書類の内容は、直接町にお問合せください。
- ※各様式は、役場窓口・町ホームページより取得可能です。 ※締め切り日までに確認書(または申請書)の提出 がなかった場合は支給されません。

**問**健康福祉課 Ⅲ(57)4196